

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	母子保健に関する事務、妊婦のための支援給付等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩倉市は、母子保健に関する事務、妊婦のための支援給付等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岩倉市長

公表日

令和8年1月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務、妊婦のための支援給付等に関する事務
②事務の概要	<p>【母子保健事業に関する事務】 母子保健法(昭和40年法律第141号。以下「法」という。)の規定に基づき、母子手帳の交付、新生児の訪問指導や健康診査、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する施策を実施する事務を行う。</p> <p>●特定個人情報ファイルを使用する内容</p> <p>①保健指導に関する事務(法第10条) ②新生児の訪問指導に関する事務(法第11条) ③健康診査に関する事務(法第12条第1項、第13条) ④妊娠の届出に関する事務(法第15条) ⑤母子手帳の交付に関する事務(法第16条第1項) ⑥妊産婦の訪問指導に関する事務(法第17条第1項) ⑦産後ケア事業に関する事務(法第17条の2) ⑧低体重児の届出に関する事務(法第18条) ⑨未熟児の訪問指導に関する事務(法第19条第1項) ⑩養育医療の給付及び費用の徴収に関する事務(法第20条第1項、第21条の4第1項) ⑪こども家庭センターが行う事業の実施に関する事務(法第22条第2項)</p> <p>【妊婦のための支援給付等に関する事務】 子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)の規定に基づき、妊婦のための支援給付、妊婦包括相談支援事業に関する事務を行う。</p> <p>①妊婦のための支援給付に関する事務(法第10条の2) ②妊婦等包括相談支援事業に関する事務(法第10条の3)</p>
③システムの名称	健康管理システム(母子保健)・中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>【母子保健事業に関する事務】 番号法第9条第1項、別表70の項 【妊婦のための支援給付等に関する事務】 番号法第9条第1項、別表127の項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【母子保健事業に関する事務】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項、表95の2の項、表96の項 【妊婦のための支援給付等に関する事務】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こども未来部 健康課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	総務部 行政課482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地0587-38-5804
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	総務部 行政課482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地0587-38-5804
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用 []適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1,000人以上1万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵守している。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[9) 従業者に対する教育・啓発]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	IV リスク対策	記載なし	リスク対策項目の記入	事後	
令和2年4月1日	5 健康福祉部 健康課・健康課長 長瀬 信子	健康福祉部 健康課・健康課長 原 啓子	健康福祉部 健康課・健康課長 原 啓子	事後	
令和3年5月14日	I 関連情報 5	②健康課長 原 啓子	②課長	事後	
令和3年5月14日	I 関連情報 7、8	総務部行政課	総務部 行政課482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地0587-38-5804	事後	
令和3年6月2日	I 関連情報 4②	番号法第19条第7号、別表第二（別表第二における情報照会の根拠）70の項、69の2（別表第二における情報提供の根拠）26、56の2、87の項、69の2	番号法第19条第8号、別表第二（別表第二における情報照会の根拠）70の項、69の2（別表第二における情報提供の根拠）26、56の2、87の項、69の2	事後	
令和6年4月30日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑩母子健康包括支援センター	⑩こども家庭センター	事後	組織・機構の見直しのため
令和6年4月30日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部健康課	健康こども未来部健康課	事後	組織・機構の見直しのため
令和7年9月24日	I 関連情報 1②	母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「法」という。）の規定に基づき、母子手帳の交付、新生児の訪問指導や健康診査、妊娠婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する施策を実施する事務を行う。 ●特定個人情報ファイルを使用する内容 ①保健指導に関する事務（法第11条） ②新生児の訪問指導に関する事務（法第11条） ③健康診査に関する事務（法第12条第1項、第13条） ④妊娠の届出に関する事務（法第15条） ⑤母子手帳の交付に関する事務（法第16条第1項） ⑥妊娠婦の訪問指導に関する事務（法第17条第1項） ⑦低体重児の届出に関する事務（法第18条） ⑧未熟児の訪問指導に関する事務（法第19条第1項） ⑨養育医療の給付及び費用の徴収に関する事務（法第20条第1項、第21条の第1項） ⑩こども家庭センターが行う事業の実施に関する事務（法第22条第2項）	【母子保健事業に関する事務】 母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「法」という。）の規定に基づき、母子手帳の交付、新生児の訪問指導や健康診査、妊娠婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する施策を実施する事務を行なう。 ●特定個人情報ファイルを使用する内容 ①保健指導に関する事務（法第10条） ②新生児の訪問指導に関する事務（法第11条） ③健康診査に関する事務（法第12条第1項、第13条） ④妊娠の届出に関する事務（法第15条） ⑤母子手帳の交付に関する事務（法第16条第1項） ⑥妊娠婦の訪問指導に関する事務（法第17条第1項） ⑦産後ケア事業に関する事務（法第17条の2） ⑧低体重児の届出に関する事務（法第18条） ⑨未熟児の訪問指導に関する事務（法第19条第1項） ⑩母子手帳の交付に関する事務（法第20条第1項、第21条の4第1項） ⑪こども家庭センターが行う事業の実施に関する事務（法第22条第2項） 【子ども・子育て支援事業に関する事務】 子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）の規定に基づき、妊娠のための支援給付、妊婦包括相談支援事業に関する事務を行う ①妊娠のための支援給付に関する事務（法第10条の2） ②妊婦等包括相談支援事業に関する事務（法第10条の3）	事後	
令和7年9月24日	I 関連情報 3	番号法第9条第1項、別表第一の49の項	【母子保健事業に関する事務】 番号法第9条第1項、別表70の項 【子ども・子育て支援事業に関する事務】 番号法第9条第1項、別表127の項	事後	
令和7年9月24日	I 関連情報 4②	番号法第19条第8号、別表第二（別表第二における情報照会の根拠）70の項、69の2（別表第二における情報提供の根拠）26、56の2、87の項、69の2	【母子保健事業に関する事務】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項、表9502の項、表96の項 【子ども・子育て支援事業に関する事務】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項	事後	
令和7年9月24日	II しきい値判断項目 1及び2	令和3年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年9月24日	IV リスク対策 8	記載なし	2)を選択 根拠を記載	事後	
令和7年9月24日	IV リスク対策 9	内部監査のみ○	自己点検と内部監査に○	事後	
令和7年9月24日	IV リスク対策 11	記載なし	9)を選択 判断根拠を記載	事後	
令和8年1月9日	評価書名	母子保健に関する事務 基礎項目評価書	母子保健に関する事務、妊婦のための支援給付等に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和8年1月9日	個人のプライバシー等の権利利益の保護宣言	岩倉市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	岩倉市は、母子保健に関する事務、妊婦のための支援給付等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和8年1月9日	I 関連情報 1①	母子保健に関する事務	母子保健に関する事務、妊婦のための支援給付等に関する事務	事後	
令和8年1月9日	I 関連情報 1②	【子ども・子育て支援事業に関する事務】 子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）の規定に基づき、妊婦のための支援給付、妊婦包括相談支援事業に関する事務を行う ①妊婦のための支援給付に関する事務（法第10条の2） ②妊婦等包括相談支援事業に関する事務（法第10条の3）	【妊婦のための支援給付等に関する事務】 子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）の規定に基づき、妊婦のための支援給付、妊婦包括相談支援事業に関する事務を行う ①妊婦のための支援給付に関する事務（法第10条の2） ②妊婦等包括相談支援事業に関する事務（法第10条の3）	事後	
令和8年1月9日	I 関連情報 3	【子ども・子育て支援事業に関する事務】 番号法第9条第1項、別表127の項	【妊婦のための支援給付等に関する事務】 番号法第9条第1項、別表127の項	事後	
令和8年1月9日	I 関連情報 4②	【子ども・子育て支援事業に関する事務】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項	【妊婦のための支援給付等に関する事務】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項	事後	